（事業計画等の認可の申請等）

第四十条　設備導入促進法人は、法第六十五条第一項前段の規定により事業計画及び収支予算の認可を受けようとするときは、様式第十八による申請書に次に掲げる書類を添えて、毎事業年度開始の日の一月前までに（指定を受けた日の属する事業年度にあっては、その指定を受けた後遅滞なく）、これを経済産業大臣に提出しなければならない。

一　事業計画書

二　収支予算書

三　前事業年度の予定貸借対照表

四　当該事業年度の予定貸借対照表

五　前二号に掲げるもののほか、収支予算書の参考となる書類

2　設備導入促進法人は、法第六十五条第一項後段の規定により事業計画又は収支予算の変更の認可を受けようとするときは、様式第十九による申請書を経済産業大臣に提出しなければならない。この場合において、収支予算の変更が前項第四号又は第五号に掲げる書類の変更を伴うときは、当該変更後の書類を添付しなければならない。

（事業報告書等の提出）

第四十一条　設備導入促進法人は、法第六十五条第二項の規定により事業報告書及び収支決算書を経済産業大臣に提出するときは、貸借対照表を添付しなければならない。

2　前項の収支決算書及び貸借対照表については、公認会計士又は監査法人の監査証明を受けたものでなければならない。

（区分経理の方法）

第四十二条　設備導入促進法人は、法第六十六条第一号及び第二号に掲げる業務に関連する収入及び費用については、適正な基準によりそれぞれの業務ごとに区分して経理しなければならない。

（責任準備金の積立て）

第四十三条　設備導入促進法人は、毎事業年度末において、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める金額を責任準備金として積み立てなければならない。

一　普通責任準備金　収入保険料を基礎として、未経過期間（リース保険契約に定めた保険期間のうち、当該事業年度末において、まだ経過していない期間をいう。）に対応する責任に相当する額として計算した金額

二　異常危険準備金　リース保険契約に基づく将来の債務を確実に履行するため将来発生が見込まれる危険に備えて計算した金額

（帳簿の記載）

第四十四条　法第六十八条の経済産業省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一　法第六十一条第二項第一号のリース保険契約に係る次に掲げる事項

イ　リース保険契約の申込みを受けた年月日

ロ　リース保険契約を締結した年月日

ハ　リース保険契約の保険証券の番号

ニ　リース業者の氏名又は名称及び連絡先

ホ　保険料等の額

ヘ　リース保険契約に基づく損害の填補の内容及び保険金の額

ト　リース保険契約の期間